

災害発生時の対応について（保護者用）

大船渡市立大船渡北小学校

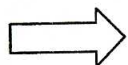


有事の際には、「児童の生命と安全」を最優先として対応します。

1 規模の大きい地震（震度4以上）や津波警報・注意報発令の時の対応

（1）登校前

- ① 津波警報発令の場合
- ② 津波注意報発令の場合



避難または自宅待機して、警報・注意報の解除を待ちます。

※ 午前9時までに解除されない場合は学校給食はありません。

※ 午前10時までに解除されない場合は、休校となります。

解除の時刻	登校の有無	給食	備考
～午前9時	登校	あり	出来るだけ誘い合って登校
午前9時～10時	登校	なし	// （※弁当持参の上、登校）
午前10時以降	休校		

ア 電話はつながりにくくなっております。連絡がなくても原則として上記の通り対応して下さい。

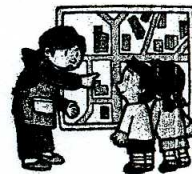
イ 注意報・警報が解除された場合の登校については、できるだけ周りの児童と誘い合って集団で登校させて下さい。

ウ 注意報・警報が出たら給食がない場合に備えて、おにぎり等の弁当・飲み物を準備しておいて下さい。

※ 解除時刻・災害の状況・学区の様子により、臨時に休校することもあります。

その場合は「きずなメール」等で連絡します。緊急に連絡できる体制作りにご協力下さい。

※ 個々の保護者の判断(学校を欠席させることも含め)を大事にします。



（2）登下校中

防災無線や近くの大人の指示に従って避難します。（地区公民館・大船渡北小学校・県立病院の近い場所へ）

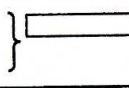
※ ご家庭では避難方法等について話し合ってください。

（3）在校中

状況に応じて、次のように対応します。

- ① 児童を学校で待たせ、保護者に直接引き渡します。（一人ひとり確認します。）
- ② 教師・保護者の誘導の下に集団下校とします。（保護者にご協力を願う事があります。）
- ③ 平常通りの下校をします。

- ① 津波警報発令の場合
- ② 津波注意報発令の場合



対応について「きずなメール」等で連絡いたします。

※注意報及び警報が解除されるまで、原則として学校で待機させます。

※安全確認後、危険のない地域に住んでいる保護者が迎えに来た場合のみ引き渡します。

（屋敷・上山・赤沢・富沢・地ノ森地区の一部・赤沢団地地区。）

※災害の危険が考えられる時は、保護者が迎えに来た場合でも学校に待機願います。

2 大雨や強風の時の対応

（1） 在校中の場合には、台風等の通過時刻等を考え、早退させるなど地震の時の対応と同じように適切に判断し

対応します。（保護者に迎えをお願いする場合があります。）